

## 総合管理業務委託等成績評定結果の活用方針

### 1 目的

当社が発注する総合管理業務委託等に係る成績評定結果において、業務成績が優良な者には優遇措置を行うなど、インセンティブを付与することにより優良業者の確保・育成を図る一方、業務成績が不良な者にはペナルティを課すことにより、良質な管理に向けた努力を促すことで現地管理水準の向上を目指す。

### 2 成績評定の実施

総合管理業務委託等の履行状況について、毎年度、契約案件ごとに、S、A、B、C、Dの5段階で評価を行う。ただし、履行期間が3月に満たない年度は評定を行わない場合がある。

### 3 優良業者に対するインセンティブ

#### (1) 優良業者の認定及びインセンティブの内容

評定委員会による総合成績評定の結果「S」を取得した受託者を「優良業者」とする。その優良業者と締結している契約案件のうち、下記に該当する場合について契約延長の対象とすることができる。

① 契約期間中、契約期間終了の7か月前までに行われた総合成績評定において「S」を1回取得した契約案件は、12月間の契約延長をすることができる。

② 契約期間中、契約期間終了の7か月前までに行われた総合成績評定において「S」を2回取得した契約案件は、24月間の契約延長をすることができる。

ただし、インセンティブの付与は契約案件ごとに1回限りとする。

#### (2) 「C」又は「D」を取得した場合

対象となる総合管理業務委託等の契約期間内に、当該契約又は別の契約案件で「C」又は「D」を取得した場合、「S」評定の取得回数に関わらずペナルティの対象とし、契約延長手続き完了前であっても契約延長を取り消すことができる。

なお、対象となる総合管理業務委託等の契約期間内に、当該契約で「C」又は「D」を取得した場合は、その後、当該契約の期間内に当該契約又は別の契約案件で「S」評定を取得しても、インセンティブの対象外とする。

(3) 指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）への付議

優良業者に対してインセンティブを付与することについて、選定委員会に付議する。

(4) 業務受託者への決定通知及び公表

選定委員会において、インセンティブを付与することが決定されたときは、契約事務を主管する課長は当該受託者に対して、インセンティブの内容について通知する。

また、会社名、委託件名及びインセンティブの内容を文書掲示による閲覧及びインターネット（ホームページに掲載）により公表する。

なお、公表期間はインセンティブの対象期間とする。

#### 4 不適格業者に対するペナルティ

(1) 不適格業者の認定及びペナルティの内容

① 評定委員会による総合成績評定の結果「D」を取得した受託者を「不適格業者」とし、東京都住宅供給公社競争入札参加登録業者指名停止等取扱要綱（平成 25 年公社要綱第 8 号。以下「取扱要綱」という。）に基づき、指名停止（標準 3 月）について選定委員会に付議することができる。

② 評定委員会による総合成績評定の結果「C」を取得した受託者に対し、選定委員会に諮ったうえで文書による注意（以下「文書注意」という。）を行うことができる。この文書注意を 2 年の間に 2 回受けた場合は、取扱要綱に基づき、指名停止（標準 1 月）について選定委員会に付議することができる。

(2) 業務受託者への決定通知および公表

選定委員会において、ペナルティを課すことが決定されたときは、契約事務を主管する課長は当該受託者に対して、ペナルティの内容について通知する。

また、ペナルティとして指名停止を行った場合は、会社名、委託件名、ペナルティの内容及び指名停止理由について、文書掲示による閲覧及びインターネット（ホームページに掲載）により公表する。

なお、公表期間はペナルティの対象期間とする。

#### 附則

- 1 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日以降の業務の評定に適用する。
- 3 この方針の施行に伴い、総合管理業務委託等に係る成績評定における事務処理基準（平成 24 年 10 月 1 日公社管第 230 号）は廃止する。
- 4 総合管理業務委託等に係る成績評定における事務処理基準で評定された、契約件名ごとの評定ランクは、この方針の成績評定と同等に扱うこととする。